



# 地本NEWS

2016年  
8月9日  
自治労北海道  
網走地方本部  
2016第16号

## 人事院勧告 特集

### 2016人事院勧告

2年連続地方切り捨ての人事院勧告

人事院は、8月8日、2016年の給与改定に関する勧告などを行った。

#### ●月例給は、平均0.2%の引き上げ

今年度の民間給与との軟差は、448円であるが、総合的見直しによる現給保障期間であるため、月例給に全額反映するのではなく、国家公務員の一部にしかない本府省業務調整手当で調整されている。

本来であれば、

官民軟差は、基本給である俸給表の引き上げにより解消しなければならぬが、昨年度の地域手当への振り替えに続き、2年連続で地方公務員には厳しい内容の勧告内容となつて



いる。  
また、一時金は、勤勉手当0.1月増となった。  
初任給1,500円増、若年層を中心に改定される。

#### ●配偶者扶養手当の大幅見直し

扶養手当については、配偶者手当を半減し、その原資を子へ配分。実施にあたって経過措置が講じられるが、民間の支給実態とは乖離しており、拙速な見直しと言える。

#### ●団結して闘おう！

今後は、2016秋期闘争・賃金確定闘争を通じて道人事業委員会や当局対策を強化し、要請・交渉に取り組んでいかなければなりません。

そのため、地方本部は、情報の共有とともに意志統一をはかっていきます。

組合活動の基本である、「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」ことを徹底し、各単組でも、交渉・合意による賃金確定をはかろう。そして、産別統一闘争の推進にむけ、単組・地方本部・道本部が一体となつて取り組もう。



## 勧告のポイント

①民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ

※2016人事院勧告

俸給 448円、本府省業務調整手当 206円

はね返り分54円

※2015人事院勧告

俸給280円、地域手当1,156円、はね返り分33円

②ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

	6月期	12月期
28年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.80月(支給済み)	0.90月(現行0.80月)
29年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.85月	0.85月

※実施時期 月例給 2016年4月1日

一時金 法律の公布日

③扶養手当の見直し

	現行	2017年4月	2018年4月
配偶者	13,000円	10,000円	6,500円
子	6,500円	8,000円	10,000円

※配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額も改定される。

※扶養手当は、月例給のみならず、一時金にも影響がある。

④育児休業法改正及び勤務時間法改正関係

民間労働法制の改正内容に即した見直し(2017年1月実施)

- 1 介護休暇の分割(3回まで可能)
- 2 介護時間の新設(最長連続3年、1日2時間まで)
- 3 育児休業等に係る子の範囲の拡大(特別養子縁組の監護期間中の子等を追加)

※養子縁組里親に係る改正は、2016年4月1日

# 2016 人事院勧告 に対する自治労見解

1 人事院は8月8日、本年の官民較差に基づき、月例給を708円、0.17%、一時金を0.1月引き上げる勧告を行った。また、扶養手当については、これまで13,000円だった配偶者手当額を他の扶養親族と同額の6,500円に減額し、そのために生じる原資を用いて、子に係る扶養手当額を10,000円に引き上げる勧告を行った。

2 月例給、一時金ともに3年連続の引き上げ勧告となったことは、2016春闘における民間企業の賃上げ実態からも、当然のことといえる。同時に、初任給や若年層に重点を置きつつも、再任用職員を含め、指定職俸給表をのぞくすべての俸給表において引き上げを行ったことについては、一定の評価ができる。

3 一方で、俸給表は平均0.2%引き上げ改定としたものの、月例給較差のうち、実際に俸給表へ配分されることになる原資は448円にとどまり、206円は本府省業務調整手当の前倒し(遡及)改定に配分されることとなった。現在も総合的見直しによる現給保障期間であるため、俸給表をプラス改定しても原資を十分に活用できず、引き上げ効果が表れない結果となっているが、本来であれば、官民較差は基本給である俸給表等の引き上げで解消すべきである。

4 扶養手当の見直しについては、政府からの要請にこたえるかたちで、配偶者手当を削減する内容となっており、民間企業の支給実態からも乖離している。扶養手当内での配分の変更ではあるが、公務員連絡会との交渉においても、勧告直前まで具体案を示さないなど、拙速な見直しと言わざるを得ない。

5 育児や介護と仕事の両立支援制度の改正について、勧告および意見の申出が行われたが、民間労働法制の見直しに即した内容にとどまっており、消極的な取り扱いと言わざるを得ない。引き続き、制度の改善にむけた対応を強化する必要がある。

6 今後は、政府による勧告の取り扱いが焦点となる。秋の臨時国会においては、先の参議院選挙の結果を経て、さらに、強引な国会運営が予想されることから、政府の閣議決定については、時期も内容も極めて不透明と言わざるを得ない。今後、政府に対しては、本年の官民較差に基づく給与引き上げを確実に実施することを強く求めていく。

7 自治労は、2016秋季闘争・賃金確定闘争を通じて人事委員会対策を強化し、要請・交渉に直ちに取り組む。人事委員会に対して、公民較差プラス分は、給料表引き上げに確実かつ広範に配分することを求める。同時に、賃金・労働条件の維持・改善および総人件費の確保を最重要課題と位置づけ、すみやかに交渉体制を確立し、首長との早期の協議の開始、交渉・合意による賃金確定を図る。本部は、各自治体における労使交渉結果の尊重とともに、「骨太方針2016」に基づく民間委託等の推進などによる人員削減の圧力に抗し、国が不当な干渉を行うことのないよう、総務省・国会対策をさらに強化する。

8 政府・自民党による地方公務員へのさまざまな圧力に対し、自治労は、組織の総力をあげてたたかなければならない。まさに、組織の結集力が問われることとなる。そのため、組合活動の基本である「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」という原則をさらに徹底し、産別統一闘争の推進に向け、単組・県本部・本部が一体となった取り組みを全力で展開する。

2016年8月8日

全日本自治団体労働組合